

### 59年度スライド後の年金額比較表

項目	58年度		59年度	
			スライド率 2.0%	
	年額	月額	年額	月額
〔厚生年金〕(4月)	円	円	円	円
55年改正時モデル年金 (30年加入・夫婦)	1,809,800 (基本1,629,800) 加給 180,000	150,817	1,841,800 (基本1,661,800) 加給 180,000	153,483
障害年金・遺族年金 (最低保障額)	562,800	46,900	573,800	47,817
遺族年金 (2子・最低保障額)	892,800 (基本 562,800) 寡婦 210,000 加給 120,000	74,400	903,800 (基本 573,800) 寡婦 210,000 加給 120,000	75,317
〔国民年金〕(5月)				
10年年金	357,500	29,792	364,500	30,375
5年年金	304,300	25,358	310,300	25,858
17年加入(現行最長期間)	454,500	37,875	463,500	38,625
障害年金(1級)	703,500	58,625	717,300	59,775
" (2級)	562,800	46,900	573,800	47,817
母子年金	742,800 (母子 562,800) 母子加算 180,000	61,900	753,800 (母子 573,800) 母子加算 180,000	62,817
〔福祉年金〕(6月)				
老齢福祉年金	301,200 (注1) 279,600	25,100 23,300	307,200 (注2) 282,000	25,600 23,500
障害福祉年金(1級)	452,400	37,700	460,800	38,400
" (2級)	301,200	25,100	307,200	25,600
母子福祉年金	392,400	32,700	399,600	33,300

(注1) 扶養義務者等の収入が600万円（6人世帯）以上である場合は、  
21,600円（月額1,800円）を支給停止し、279,600円（月額23,300円）  
を支給する。

(注2) 扶養義務者等の収入が600万円(6人世帯)以上である場合は、  
25,200円(月額2,100円)を支給停止し、282,000円(月額23,500円)  
を支給する。

※ 59年度年金額=55年度年金額×1.144 1.144=1.122(57年度スライド率)×1.02

●国民年金受給者協会より  
お知らせ!!

夫婦で台湾の旅  
(1)日時：昭和五十九年五月九日～十二日（三泊四日）  
(2)募集人員：二〇名（最小）  
(3)旅行代金：お一人一三万円（ビザ・空港使用料等は別途）  
連絡先  
市民課年金係  
三一一一一一内線二四五

(4) 現況届の用紙に印字してある住所を確認して下さい。もし、現住所と違うときは、現況届とは別に住所変更届を出して下さい。

# 年金ひろば

昭和五十九年度において  
二%の特例的な年金額の  
改定を行います

られている。「みんながまん  
ん」という考え方には、今回も  
引き継がれた。

毎年あなたの誕生した月の末日までに現況届を出して下さい

●現況届はあなたが誕生した月の末日までに社会保険事業務第二課に到着するよう提出して下さい。

●現況届を出されないと、年金の支払いが止められます。

●現況届を出すときの注意  
①同封の現況届の用紙（はがき）にあなたの住所、氏名を記入し、印鑑を押したうえで住所地の市長の証明を受けて下さい。